

「日米安保60年」に寄せて

①

「複雑化する国際情勢における日米同盟の役割と展望」

1 現行の日米同盟の役割と限界

去る7月23日、米国のポンペオ國務長官は「(中国の)習近平総書記は破壊した全体主義イデオロギーの信奉者だ。このイデオロギーこそが、中国共産党の世界的覇権への欲望を示す」、「我々は中国を歓迎したが、中国共産党は我々の自由で開かれた社会を悪用した。中国は優れた知的財産や企業秘密をだまし取った」と手厳しい演説を行った。これは単なる米中対立ではない。冷戦時代の米ソのイデオロギー対決を想起させる。



にしはら まさし
西原 正
平和・安全保障研究所理事長

京都大学法学部卒業。米ミシガン大学大学院政治学専攻博士課程修了。京都産業大学外国語学部助教授、同教授。防衛大学校教授、防衛研究所第1研究部長、防衛大学校校長を経て、2006年より現職。13年2月、産経新聞第28回「正論大賞」受賞。専門は東アジアの安全保障、国際政治学。安全保障懇話会会長。主著に(共監)『日米同盟再考』(亜紀書房)など。国際安全保障学会顧問。

ソ連の崩壊後にできたロシアは民主制を装ったが、結局、専制体制に戻った。朝鮮半島の北半分は「金独裁」が続く。このように、日本の周囲には全体主義の国が中国を筆頭に3カ国もある。しかも核保有国である。日米同盟が中・露・朝を牽制し、東アジアの勢力均衡を日米に有利にしておくにはどうすべきか。

もちろん最大の脅威は中国である。中国は、南シナ海、台湾、および東シナ海での海洋覇権を拡大し、米国の影響力を西太平洋地域から駆逐することを目指している。

これに対抗して、米国はオーストラリアと組んで、中国の南シナ海岩礁の占有を違法だとし、南シナ海で共同軍事演習などをして強い拒否姿勢を見せている。さらに中国は、香港の自由を奪う挙にでた。その香港に対しても、米国は香港人権法を制定し、習近平政権の権威主義(全体主義)的統治の導入に対抗しつつ、台湾の独立傾向を示す蔡英文政権に抗する中国の動きを警戒している。

西太平洋における在日米軍の行動は、日米安保条約第6条に基づくものであり、日本の施政権下にある尖閣諸島の防衛に出た自衛隊が攻撃を受ければ、米軍は第5条に基づいて自衛隊を支援する。そして自衛隊は憲法により「専守防衛」の枠内でのみ行動ができることになっている。

しかし、現実の西太平洋地域情勢は、これ以上に厳しくなっている。在日米軍が南シナ海で中国の軍事行動に対抗する時、オーストラリア軍は米軍と一体となって行動することができ、自衛隊は憲法上、専守防衛の枠内での行動しか認められていないとの憲法上の解釈からその支援に参加できない。同様に、台湾海峡で米中海軍が対峙した時、海上自衛隊は米軍の間接的支援(情報提供など)しかできないという現状にある。



北朝鮮が弾道ミサイルを繰り返し発射した2017年、日米の海上・航空部隊は日本海で大規模演習を行った。写真は米海軍の空母「カール・ビンソン」(右奥)、「ロナルド・レーガン」(右手前)を中心に、編隊を組み航行する日米の艦隊。上空は空自のF15戦闘機部隊(2017年6月1日、日本海で)

2015年4月の「日米協力のための指針(ガイドライン)」および同年9月の平和安保法制は従来の自衛隊による友邦の部隊への支援をより柔軟にしたものであったが、基本的には支援活動(戦闘地域から離れた地域での情報提供、捜索救助など)をやるものである。

これまでの日本の外交は、「日米同盟を維持しながら、日中友好を築いていく」ことであった。そして本年の春には習近平国家主席を公式招待することになった。この計画はコロナ禍で中止となったが、尖閣諸島周囲を長期間遊弋して日本の監視船に圧力を加える中国公船からは、全く対日友好の姿勢を見て取ることはできなかったし、その後もその姿勢はきわめて敵対的である。

日米安保条約が発足して以降、日米間にこれだけ大きなギャップが生じたことはなかった。日本が第一にすべきことは、日米間の対中政策の大きなギャップを調整し、西太平洋における中国の覇権主義的行動を抑止する米案など今後どんな共通行動をとるべきか、その施策に取り組むことである。

新型コロナによって米中対決が先鋭化し、主要国が二分断した今日、日本は米國との同盟関係を一層重視して民主主義陣営内で主要な役割を果たそうとすべきである。それは「日中友好」

外交力を効果的に伸ばせ

この間、日本は自衛隊の防衛力向上を図るべく努めてきた。陸上自衛隊はオスプレイや水陸機動団、海上自衛隊は大型護衛艦、航空自衛隊は宙宙作戦隊などの導入がなされてきた。政府は防衛力を強化し、それぞれを陸海空自衛隊装備と連携させることを計画している。政府は陸上配備型迎撃ミサイル・システム「イージス・アショア」を断念したが、その代替として「敵基地攻撃能力」の保有を検討し始めている。この「敵基地攻撃能力」の保有は、「専守防衛」を逸脱するものなどの反対意見もあるが、敵基地から差し迫った攻撃があることが分かっている場合に先制攻撃をするのは「防衛的自衛権」の範囲内だとする見解が有力になりつつある。

日本は「普通の国」に近づこうと奮るべきではない。防衛的な軍事力の行使は慎重でなければならないが、これを行っての賞格と気概が日本として日米同盟を強くする。



日米豪3カ国の共同訓練「コーブリス・グナム」で、米空軍のB52戦略爆撃機を先頭に編隊を組む(その右に)空自のF15、F2戦闘機、豪空軍のF/A18戦闘攻撃機などの航空機(2013年9月、米グナム島付近の上空で)



日米同盟強化のために来日、天皇后陛下の出迎えを受け、陸自特別儀仗隊から栄誉礼を受けるトランプ米大統領夫妻(2019年5月27日、皇居・宮殿東庭で)＝米大使館提供

「自衛権の範囲」柔軟に解釈

1972年(昭和47年)5月15日、沖縄の施政権が米国から日本に返還されたことを受け、同年10月、那覇市に陸自那覇駐屯地が開設され、その後、米自衛隊も配備された(朝雲新聞社刊「波乱の半世紀―陸上自衛隊の50年―」から)



1972年(昭和47年)5月15日、沖縄の施政権が米国から日本に返還されたことを受け、同年10月、那覇市に陸自那覇駐屯地が開設され、その後、米自衛隊も配備された(朝雲新聞社刊「波乱の半世紀―陸上自衛隊の50年―」から)